

第28回
青森県景観形成審議会
議事録

令和3年2月25日（木）

日 時：令和3年2月25日（木） 午後1時30分から

場 所：アピオあおもり大研修室1

| | | |
|--------|----|-----|
| 出席者：委員 | 河村 | 信治 |
| 委員 | 三橋 | 一三 |
| 委員 | 木村 | 光徳 |
| 委員 | 村上 | 早紀子 |
| 委員 | 笠神 | 誠一 |
| 委員 | 工藤 | 真人 |
| 委員 | 尾登 | 誠一 |
| 委員 | 宮腰 | 直幸 |
| 委員 | 工藤 | 雅世 |
| 委員 | 椛沢 | 孝子 |

以上10名出席

【司会】

定刻よりやや早いですが、ただ今から第28回青森県景観形成審議会を開催いたします。

私本日、司会を務めさせていただきます青森県都市計画課の對馬と申します。本日はよろしく願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ドアや窓を開けるなど、換気をしながらの開催となります。会場が寒くなることも考えられますが、必要に応じて上着等の着用をよろしく願います。

また、後ほど、ご発言の際にはマイクの消毒等を行います。予めご了承ください。

それでは、今回、委員の任期満了等に伴う改選により、お手元の青森県景観形成審議会委員名簿のとおり委員に異動がございましたので、ここで委員の皆様をご紹介いたします。

お配りしております名簿、席図もご覧ください。

第1号委員は、県議会議員に御就任いただくこととなっております。

今回新任となりました青森県議会議員 三橋 一三様でございます。

続きまして、第2号委員は、屋外広告業を代表する方でございます。

青森県屋外広告美術業協同組合 理事長 木村 光徳様でございます。

続きまして、第3号委員は、学識経験を有する皆様でございます。

福島大学経済経営学類 准教授 村上 早紀子様でございます。

八戸工業高等専門学校 教授 河村 信治様でございます。

樹木医 特定非営利活動法人青森県樹木医会 笠神 誠一様でございます。

青森県建築士会 工藤 真人様でございます。

今回新任となりました秋田公立美術大学 教授 尾登 誠一様でございます。

八戸工業大学感性デザイン学部教授 宮腰 直幸様でございます。

青森大学社会学部 教授 工藤 雅世様でございます。

公募により委員に就任されました栲沢 孝子様でございます。

また、本日は欠席されておりますが、弘前大学教育学部准教授 佐藤 光輝様、公募委員の山中 恵美子様に御就任いただいております。

委員のご紹介は以上でございます。

なお、本日の委員の皆様の出席状況につきましては、委員12名のうち、10名が出席となっております。全委員の2分の1以上の委員がご出席ですので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、お手元の資料について確認いたします。

まず、次第、委員名簿、審議会の席図がひとまとめになったもの。

資料1として、青森県景観形成審議会の担当する事務及び組織運営事項。

資料2として、青森県附属機関に関する条例が書かれたもの。

資料3-1から3-4については、県からの報告事項になります。

資料3-1として、縄文遺跡の世界遺産登録について。

資料3-2として、あおもり景観・観光まちづくり推進事業について。

資料3-3として、大規模行為届出件数について。

資料3-4として、佐井村における小型風力発電施設の大規模行為届出についてとなります。

お手元がない資料がございましたら、お知らせください。

それでは、次第の1.組織会に入ります。

今回は、委員の改選後、初めての審議会となりますので、改めて会長及び副会長の選任を行うこととなります。

配布資料の青森県附属機関に関する条例をご覧ください。

条例第4条において、会長は別表第1の選定方法により選任するとなっており、最後のページの別表第1において、委員の互選により選任することとなっております。

それでは、委員の皆様から自薦、他薦がありましたら、お願いします。

木村委員をお願いします。

【木村委員】

事務局の案はありますか。

【司会】

それでは、事務局からよろしくをお願いします。

【事務局】

事務局案としましては、前会長であります河村委員が再任されておりますので、引き続き、河村委員に会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【司会】

それでは、会長については、河村委員をお願いいたします。

また、副会長についても、事務局から案をよろしくをお願いします。

【事務局】

本日は欠席されておりますが、前副会長であります佐藤委員も再任されておりますので、副会長についても引き続き、佐藤委員をお願いしたいと考えております。

また、佐藤委員につきましては、あらかじめ、副会長就任の可能性についてお話ししており、指名の際は、快諾いただけることを事務局で確認しております。

【司会】

それでは、会長は河村委員、副会長は佐藤委員にお願いすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

【司会】

ご賛同を得ましたので、河村委員に会長をお願いいたします。

それでは、会長にご就任いただきました河村委員には、会長席へ移動をお願いいたします。

それでは、河村会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

【河村会長】

改選にあたり再び会長を務めさせていただきます河村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のしばらく前の会長である月舘会長の時に、景観条例改定や、屋外広告物許可基準の細分化、県景観ガイドラインの作成等について審議をされてまいりました。

景観審議会としては、ここ最近、わりと大きな審議はありませんが、県の方では、今年に入りまして、つがる市、外ヶ浜町、七戸町が景観行政団体になり、また、むつ市も移行中であり、続々と景観行政団体になっております。

また、何でもかんでもコロナに結びつけるのもどうかと思いますが、今まで変わりつつあったデジタル化が10年前の震災や今年度のコロナにより、社会全般に加速しました。

これから、コロナの影響が地方において、どれほどであるか、まだ先が見えませんが、景観と関連深い観光への打撃は大きいものだと思います。

一方で、マイクロツーリズムが注目をされ始めています。今までは、インバウンドにどのように対応していくかでしたが、観光についてもう一度足元を見直すといった方向に、現在向いていると思います。

景観についても外に何をみせるのかという以上に自分達の地域をどうやって大事にしていくのかという方向に向いていくタイミングだと考えております。

本日は、特に諮問事項はなく、県からの情報提供ということになりますが、せっかく専門家の皆さんにお集まりいただきましたので、各々のご意見ご質問等を頂戴できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、挨拶とさせていただきます。

【司会】

河村会長ありがとうございました。

次は、大規模行為部会に属する委員の指名となります。

資料、青森県附属機関に関する条例をご覧ください。

県景観条例では、大規模な建築物、工作物等の行為は周囲の景観に大きな影響を与えるため、これら大規模行為に関する景観形成の基準を定めています。

一定の規模を超える大規模行為について事前届出制とし、この基準に適合しているか審査し、必要な場合は告知または勧告を行います。

大規模部会が所掌する事務は、景観上重要と判断されるこれら大規模行為に関する知事の告知又は勧告に関し意見を答申することです。

部会の委員の指名については、青森県附属機関に関する条例第13条において、大規模行為部会に属する委員は、7名以内で会長が指名することとなっております。

それでは、会長、指名をよろしくお願いいたします。

【会長】

大規模行為部会については、これまで5名の委員を指名してきたところですが、今回の改選では、このうち公募委員1名が退任されています。

本任期においては、大規模行為部会の委員は前回同様5名とし、指名については、前回部会委員でございました、佐藤委員、工藤真人委員、笠神委員、宮腰委員に引き続き、部会委員をお願いしたいと思います。

退任された坂本部会委員の後任は、同じ公募委員として選任された椛沢委員をお願いしたいと思います。

また、部会長には、前回から引き続き、佐藤副会長をお願いしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

なお、事務局によりますと、本日欠席の佐藤委員につきましては、事務局の方で事前に説明し了承を得ているとのことです。

それでは、よろしく申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。

大規模行為部会の委員に指名された方々につきましては、よろしく申し上げます。

組織会は以上となります。

一点、お配りしている資料について修正がございます。

名簿の部分でございますが、屋外広告業を代表されている木村様の役職が専務理事となっておりますが、正しくは理事長となります。大変申し訳ございませんでした。修正をよろしく願います。

引き続き、県からの報告事項となります。このあとの進行につきましては、青森県附属機関に関する条例の規定により、会長が会議の議長となりますので、河村会長よろしく願います。

【河村会長】

それでは、議長を務めます。ご協力のほど、よろしく願います。

慣例により、議事録署名委員2名を指名いたします。

今回は、村上委員と椋沢委員にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

【両委員】

わかりました。

【河村会長】

ありがとうございます。

それでは、次に、事務局からの情報提供について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(「資料3-1」縄文遺跡の世界遺産登録について説明 省略)

【河村会長】

ありがとうございました。只今の説明に対してご意見ご質問等ございませんでしょうか。

私から先に質問させていただきます。

前回の審議会から時間がたっており、忘れていた部分もありますが、昨年審議したものから、何か変更点等ございましたら教えてください。

【事務局】

昨年度、七戸町の町道や屋外広告物の指定について、審議をしていただきましたが、それ以降の変更はございませんでした。

【河村会長】

ありがとうございました。その他ご意見いかがでしょうか。尾登委員願います。

【尾登委員】

おそらく遺跡があるところは、人が住んでいないと想像しておりますが、青森の特徴として、遺跡が生活圏にどのくらい関わってくるかが今後、景観を語るときに重要となると思います。

世界遺産登録の関係で生活圏にバッファゾーンを設けて、景観について考えようというのはわかりますが、遺産と生活圏の関係性を教えてください。

また、景観の場合、地理や地形により見え方が変わります。その上、さらにバッファゾーンを設けるとなると、相当厳しく規制がかかることとなりますよね。バッファゾーンを設けることで将来の計画の足かせになる可能性が出てくるのではないかと考えております。

例えば、秋田では、300m級の洋上風力発電が建設される予定があります。そうすると、どこからでも見えてしまうではないですか。そうするとバッファゾーンを設けることによって、将来計画にそぐわない状況を作ることになります。遺産登録に関わることが将来構想の中でどの位置にあたるのかについても注目する必要があるのではないかと思います。

【河村会長】

ありがとうございました。ひとつ目の質問について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

県内に遺跡が8つあります。弘前市の大森勝山遺跡は、ほとんど山の中で、生活圏はありませんが、その他につきましては、それなりに生活圏と隣接しており、実際、バッファゾーンの中に住宅が建っていたりしているところもあります。

しかし、このことを考えるときに、遺跡そのものについては、樹木等の植栽により囲むことを前提としております。

そして、景観計画を立てる際、実際に建てられる高さを考えたうえで、なるべく見えない高さになる植生をしようと考えております。また、樹木そのものについても、冬になると葉も落ちて、隙間から見えますので、そのことについても考慮しております。

先ほど、実際の見え方について説明しましたが、遺跡に立って見ると、樹木により風力発電施設がほとんど見えない状況になっております。

このように鉄塔や風力発電施設が見えないように県の方でシミュレーションを行ってきました。その結果や周辺の色彩を加味したうえで、各市町村において実際の景観計画を立ててもらっています。

遺跡周辺に生活圏はありますが、周辺の方々にもお願いする形で、遺跡からの眺望を守っていただいております。

2点目の洋上風力の話ですが、つがる市でも、洋上風力発電施設の建設が考え

られております。実際 300m級のものが建てられれば、見えるとは思いますが、先ほど説明したとおり、周辺を植栽で囲むことで、たとえ見えたとしても羽の一部が見える程度に抑えることが出来るのではないかと考えております。

また、県の方でふるさと眺望点として指定しておりますので、そこからの眺望を大事にし、そこから見える部分について、県の方で規制していきたいと考えております。

【尾登委員】

わかりました。

景観は、そこに参加する住民の視点を考えていかないと、本来の意味での、景観行政にならないと感じておりますので、遺跡と生活圏の関係性もいれて考えてほしいなと思いました。

【河村会長】

貴重なご意見ありがとうございました。その他いかがでしょうか。三橋委員お願いします。

【三橋委員】

県議会の三橋と申します。私自身、北海道、秋田、岩手、青森の遺跡を巡り、いろんな緩衝地帯や住居の状況見てきましたが、住民の方々に移住して頂いたりと、景観づくりに関してはしっかりと進められていると思います。

縄文を切り口にすると景観行政は、しっかりと守られていますけれど、条例上全く問題がない風力発電施設が眺望の良いところから見えてしまっている事例もあります。

実際、せっかく全国各地から訪れた人たちが、がっかりする景観を作ってしまうこともありますので、いろんな形で審議するとき、慎重に行わなければならないと思います。

今日は県議会を代表して出席させていただいているということもあり、今日の委員の皆様から貴重な御意見を私どもも伺って、県議会の立場でも議論すべき点があればぜひご教授いただければと思っております。

【河村会長】

ありがとうございます。

再生可能エネルギー事業が、これからも推進されていくうえで、新しい景観の問題のテーマがちょうど2人の委員から示唆されたように思います。

その他いかがでしょうか。工藤雅世委員お願いします。

【工藤雅世委員】

先ほどの議論に出ておりましたが、これから、風力発電施設がたくさん建てられていくなかで、景観と現在の生活との整合性をどうしていくのが今後大きな問題となると考えられます。青森県だけが、何とかしていかなければならないということではありませんが、ぜひ、都市計画課がリーダーシップをとって、この問題の解決に努めてほしいと考えております。

【河村会長】

ありがとうございます。縄文遺跡の話からややそれてしまいましたが、縄文遺跡の関係について、その他よろしいでしょうか。

引き続き、事務局から次の資料について説明をお願いします。

【事務局】

(「資料3-2」あおもり景観・観光まちづくり推進事業について説明 省略)

【河村会長】

ありがとうございました。この件についてご意見、ご質問ございませんでしょうか。村上委員お願いします。

【村上委員】

福島大学の村上です。青森県がこれまで取り組まれてきた景観まちづくりについて伺い、非常に素晴らしい継続がされていると思いました。

やはり、景観はより良く形成されることにより、その街に安心して住むことができるといった認識や、まちづくりにつながっていくものだと思いますので、継続していただければと思います。

2点お聞きしたいことがあります。まず1点目、景観、観光の取り組みを進めるにあたり、県内の他の自治体等に波及効果を行っていくといった視点は非常に重要だと思いますが、その際に県としてどのように支援していきたいかといった考えがあれば教えてください。

もう1点は、ガイドラインのところで、写真付きで非常にわかりやすいデザインにしたということですが、作成しただけでなく、その後どのように活用されたのか、ガイドラインを活用し、他の自治体でこういった取り組みが行われたのかについても調査していくことが重要だと考えております。今現在は、されてなくても、今後そういったことを考えているのかどうかお聞きしたいです。

【河村会長】

ありがとうございます。質問に対する回答をお願いします。

【事務局】

まず、県の支援についてですが、今現在、自治体等に対して支援しているといった事例はありません。ただ、県としては、休屋地区の事業について、具体的にどのような手段で事業を進めていけばよいのかを情報提供することによって、各市町村もしくは、地域の住民の方々が自主的に動いていくことができればと考えております。

やはり、景観は、県があれこれ手を出すものではなく、地元の市町村が、自分達の景観をどうしていきたいのか考えなければ、なかなか進まないと思います。なので、県としては、市町村が作成したものに対し、助言等していきたいと考えております。

2点目の質問ですが、景観ガイドラインという形で休屋地区について、どのような景観が良いのか作ったものがあります。実際、お土産屋のリノベーションや環境省の事業に活用しています。このガイドラインを作る際は、県単独ではなく、環境省、地元の方々と、景観やガイドラインについて話し合い、策定しましたので、休屋地区に限っては、それなりに活用されていると認識しております。

ただ、今後、他の場所でも波及させていかなければなりません。実際、景観フォーラムの際に各市町村や観光協会の方々を集め、ガイドラインについて説明しましたが、正直、そこまで活用されていないのではないかと考えています。

今後、それぞれの市町村で景観行政団体になるところがありましたら、今までの型通りの景観計画だけではなく、地域の理念が反映されたガイドラインも取り入れていければと思います。

【村上委員】

わかりました。

【河村会長】

ありがとうございます。

県内や地元への波及としては、やはり景観の学習が、一番効果があるように感じます。景観学習教室や景観アドバイザーなど、現在はコロナの関係でやりにくい時期かもしれませんが、今後も活用していくことが良いのではないかと思います。

その他ございませんでしょうか。尾登委員お願いします。

【尾登委員】

あおもり景観観光まちづくりというタイトルは、おかしいと思います。あまり観光を意識するとなままちづくりにならないと思います。他の県や市でも、観光ばかり考えて、失敗しているところがほとんどです。私は、まちづくりそのものが観光になると思います。なので、あまり観光ということを表に出さない方が

いいのかなと思います。

もう1点ですが、河村会長が言いましたように、景観について学習するという事は、住民が青森の宝探しをするということです。要するに、東京の人が好きなものに合わせるのではなく、住民が自分の住んでいる地域で宝探しをする、その宝を中心に行政がまちづくりする、そして、その様子を情報発信すればいいだけだと思います。

まちづくりによって、観光が推進されていくことから、観光まちづくりといったタイトルはおかしいですし、認識を改める必要があると思います。

【河村会長】

ありがとうございます。

尾登委員がおっしゃられたように本質的な部分の意識も変わらなければならぬと思います。

その他いかがでしょうか。工藤真人委員お願いします。

【工藤真人委員】

建築士会の工藤といいます。以前、青森市の郊外にある温泉地の浅虫地区を活性化させようということで、住民を集め、手作りの看板や足湯を作ったりしましたが、やはり先ほど尾登委員がおっしゃられたように、住民の参加がないと続いていきません。

十和田の観光まちづくりに関しても、住民の参加なしではうまくいかないのではないかと思います。十和田美術館のように、各地から人がくる場合もありますので、美術等で町おこしをするということも考えていいのではないかと思います。

【河村会長】

ありがとうございました。その他意見いかがでしょうか。尾登委員お願いします。

【尾登委員】

工藤真人委員の意見について、秋田県の事例を紹介します。秋田も空き家街が結構あり、あまりお金を持っていない若いアーティストにすごく安く、または無償で提供し、地域創生や秋田から情報を発信してもらっています。

【河村会長】

事例の紹介ありがとうございます。その他何かヒントとなるようなことはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この案件については、ここまでとさせていただきます。

引き続き事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(「資料3-3」大規模行為届出件数について説明 省略)

【河村会長】

ありがとうございました。

質問ですが、件数の推移で平成28年度がとりわけ多くなっている理由について教えてください。

【事務局】

28年が突出している理由については、青い折れ線グラフから見てわかるとおり、急激に風力発電の届出がされたためです。届出件数としては、350件となります。

【河村会長】

メガソーラーは関係するのでしょうか。

【事務局】

特に関係しておりません。今年度、県に届出されているほとんどが出力20kwの小型風力発電となっております。

【河村会長】

ありがとうございます。このような傾向から今後の景観についての課題が見えてくるかと思えます。その他質問等いかがでしょうか。

最後、その他について、引き続き説明をお願いします。

【事務局】

(「資料3-4」佐井村における小型風力発電施設の大規模行為届出について説明 省略)

【河村会長】

ありがとうございました。この件につきましてご質問ご意見等ありましたらお願いします。尾登委員お願いします。

【尾登委員】

反対の理由について教えてください。

【事務局】

薬師堂といった場所からの景色、また、下の方から見上げた時の景色が村の方々が親しんでいる景観であり、その景観を阻害されたくないといった意見が出ておりました。

【尾登委員】

秋田も同じですが、都市と違って、自然が豊かですよ。そうすると、自然と人工物のせめぎあいになります。ただ、都市でいう景観論と地方でいう景観論は違うと思います。北海道含め、東北は自然が豊かですから、自然と人工物のバランスをどうするか、結論はありませんが、探していく必要があると思います。

今までの景観と違う考え方を東北の方で提案し、挑戦していくべきだと思います。

【河村委員】

ありがとうございました。ちなみにどういった事業者でしょうか。

【事務局】

県外の小型風力発電を幅広く手掛けているところです。

【河村会長】

環境影響評価についても考慮していたのでしょうか。

【事務局】

今回は、小型風力発電施設なので、環境影響評価の対象となっております。

【河村会長】

メガソーラーや風力をどんどん進めていきたい一方で、景観に関する部分の雑さが目立ち、どのように落としどころをつけていくかが、今後の課題だと思います。

工藤雅世委員がおっしゃられたように、景観は、表に現れた見た目だけの話ではございませんし、地域や環境の状況にもよりますので、その景観が地域にとって、どういう意味を持つのか、地域で議論されていないと進んでいけないのではないかと思います。

せっかく1年に一度の審議会ですので、この件も含めまして、ご発言のない委員の方も何か一言いただければと思います。

【木村委員】

風力発電は、カーボンゼロで本来、環境に優しいはずのものが景観を阻害して

いるものであると捉えられることに驚いております。私としましては、風力発電がある生活は、普通の景観のように感じていますが、これだけの数の住民が反対をしている本当の意味について知りたいと思いました。

【宮腰委員】

反対署名のところですが、反対署名が全体で5,122名、そのうち村民が956名となっておりますが、先ほど、村民の半数が反対しているとのことでしたが、どういったことでしょうか。

【事務局】

全体というのは、県外、村外含めての反対の署名となります。

【宮腰委員】

地元住民についてはわかりますが、それ以外の署名が、どこの方で、どんな経緯で署名されたか教えてください。

【事務局】

署名の発起人は、地元のお寺の方で、おそらくその方々のネットワークによって署名されたものだと思います。

【宮腰委員】

わかりました。

【椋沢委員】

自然と人工物、そして人の暮らしが景観にとって非常に重要であると思いました。私の体験ですが、静岡県の方で、以前は、茶色に錆びており、ひどい景観のところでしたが、地域の住民がその現状にきちんと目を向けて、きれいにしたところ、その景観を見に県外各地から集まるような場所になったこともあるので、生活圏の景観を整えることが大事だと思いました。

【笠神委員】

樹木医会の笠神です。樹木医会でも、樹木の景観が汚されていることが問題となっております。その根本的な原因は、地球温暖化です。地球温暖化がすべての原因ではないにしても、国民全員が、目を向けていかなければならないと思いました。

【河村会長】

ありがとうございました。

景観について、幅広い見解をいただけたかと思えます。以上で審議会の方を終了させていただきたいと思えます。それでは、進行を事務局に返します。

【司会】

委員の皆様方には長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。
これを持ちまして、第28回青森県景観形成審議会を閉会いたします。
本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。